

茨木市立生涯学習センターきらめき講座実施要綱

(目的)

第1 本要綱は、茨木市立生涯学習センター条例第3条第1項第1号に基づき、茨木市立生涯学習センターきらめき（以下「センター」という。）において実施する講座（以下「講座」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営)

第2 センターは、市長が必要と認める講座等を開設運営する。

2 講座の設定にあたっては、広く市民ニーズの把握に努め、市民の学習機会の充実に資するよう努めるものとする。

(開設科目)

第3 講座は、次の各号に掲げる科目における当該各号に掲げるコースのいずれかに分類されるものとする。

(1) 教養科目 人権、人文科学、社会科学、自然科学、語学、芸術等の各コース

(2) 実技科目 陶芸、工芸、美術、書、音楽、健康、生活等の各コース

(3) 茨木学科目 歴史文化、政治経済、自然、まちづくりその他上記科目を含む1か月4回程度で完結する短期講座の各コース

2 前項に掲げる科目以外に必要な科目が生じた場合においては、市長は新たな科目及びコースを設けることができるものとする。

(受講資格)

第4 受講資格は、原則として、茨木市内に在住、在学又は在勤の15歳以上の者とする。ただし、市外に居住する者であっても市長が認めるときは、受講することができる。

2 ジュニア講座の受講資格は、小学5年生、小学6年生及び中学生である者とする。

(定員)

第5 定員については、次のとおりとする。

(1) 教養科目及び実技科目については、各講座30人以内とする。

(2) 茨木学科目については、講座の内容、実施方法、実施場所等を勘案して任意に定めることができる。ただし、他の講座との均衡を著しく失することのないように努めるものとする。

2 申込者数が定員の4割に満たない講座については、開講しない。

(受講料)

第6 教養科目及び実技科目の受講生は、別表第1に定める額の受講料を前納

しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、講座が開講した後に受講が決定した場合の受講料は、同項に規定する受講料から当該決定前の未受講の講座の受講料に相当する額を差し引いて得た額とする。
- 3 茨木学科目の受講料については、講座の内容、実施方法、実施場所等を勘案して任意に定めることができる。
- 4 受講料は、還付しないものとする。ただし、受講料の納付後、講座の初回実施の前日までに本人から受講を取り消す旨の届出があった場合その他市長が特に必要と認めるときは、受講料の全部又は一部を還付することができる。
- 5 講座に関わる教材等に要する費用については、受講者の実費負担とする。
(受講申込)

- 第7 講座を受講しようとする者（次項において「受講希望者」という。）は、あらかじめ茨木市立生涯学習センター受講申込書（様式第1号）又は応募葉書（様式第2号）をセンターに提出し、市長の許可を受けなければならない。
- 2 受講希望者が定員を超過したときの前項の許可の順位は、抽選により決定する。この場合において、市長は、補欠として受講の順位を定めて必要と認める数の受講補欠者を定めることができる。
(開講期間等)

第8 開講期間は、原則として毎年5月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 休講日は、次のとおりとする。
 - (1) 火曜日
 - (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開講日を変更し、または臨時に休講することができる。
(開講回数及び開講日)

第9 各科目における講座の開講回数は、次のとおりとし、開講日は市長が定める。

- (1) 教養科目は、原則として通年は30回、半年は15回又は8回とする。
- (2) 実技科目及び茨木学科目は、講座の内容、実施方法、形態等を勘案し、任意に設定するものとする。
- 2 開講回数の計数期間は、次の各号に掲げる期間及び回数に応じて当該各号に掲げる期間とする。
 - (1) 通年で30回 5月から翌年3月までとする。
 - (2) 半年で15回 5月から10月までとする。
 - (3) 半年で8回 10月から翌年3月までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合においては、開講回数の計数期間は、変更することができるものとする。

(単位時間及び開講時間)

第10 教養科目の講座の単位時間は、1時間30分とし、開講時間は次の各号に掲げる部において、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 午前の部 午前10時から午前11時30分まで

(2) 午後の部

ア 午後(A) 午後1時30分から午後3時まで

イ 午後(B) 午後3時30分から午後5時まで

(3) 夜間の部 午後7時から午後8時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合においては、単位時間及び開講時間は、変更することができるものとする。

3 実技科目及び茨木学科目の単位時間及び開講時間については、講座の内容、実施方法、形態等を勘案し、任意に設定できるものとする。

(修了認定)

第11 教養科目及び実技科目の各講座において、全講座数の3分の2以上に出席し、かつ、講師又は市長が認定した場合においてのみ、講座を修了したものとみなし、修了証書(様式第3号)を交付する。ただし、出席数が規定に達しない場合でも、講師又は市長が修了にたる能力があると認定した場合においても同様とする。

(単位認定)

第12 各講座について単位認定がある場合に、教養科目及び実技科目の各講座における単位認定は、次の各号に掲げる期間及び回数に応じて当該各号に掲げる単位とする。

(1) 通年で30回 4単位

(2) 半年で15回 2単位

(3) 半年で8回 1単位

2 追手門学院大学又は梅花女子大学の公開講座を受講し、修了証を得た場合、その提示があるものについては、当該単位を認定する。

3 前項にかかる単位認定は、次の各号に掲げる1年間の受講回数に応じて当該各号に掲げる単位とする。

(1) 15回以上 2単位

(2) 8回以上 1単位

(同一講座の受講)

第13 修了認定された講座について、再度同じ講座を受講することはできないものとする。

(卒業)

第14 卒業に必要な単位又は条件は次の各号に掲げる科目に応じて当該各号に掲げる単位数又は条件とし、受講生が卒業に必要な単位を履修したときは、

当該受講生に対して卒業証書（様式第4号）を交付する。

- (1) 教養科目 72単位以上認定を受けており、かつ、各コース2講座以上を受講し、単位の認定を受けていること。
- (2) 実技科目 各コースにおいて、初級・中級・上級に加えて研究科目（通年）を修了し、かつ、卒業作品の制作、又は当該科目の講師による卒業認定を受けること。

2 前項に規定する卒業のための履修期間は、問わないものとする。

（講師の選任）

第15 講座の講師は、講座の実施に必要な専門知識を有する者又は講師の経験を有する者のうちから市長が選任する。

2 前項の規定により選任する講師は、講座の実施年度の初日において80歳以下の者でなければならない。ただし、専門性の高い講座でかつ他に適任者がいない場合は、この限りでない。

（講師謝金）

第16 講師の謝金については、講師の経歴、講座の内容等に応じて市長がこれを定める。この場合において、市長部局、教育委員会等での謝金の実績等を十分勘案し、著しく均衡を失しないように努めるものとする。

（損害賠償）

第17 受講生の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、受講生は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

（講座の公開）

第18 市長は、講座に対する理解を深めるために、講座を必要に応じて公開することができる。

（聴講）

第19 市長は、講座に対する理解を深め、学習意欲を喚起するために、聴講制度を設ける。

2 聴講は、1講座1回限りとし、受講料は無料とする。ただし、材料費等が必要な場合は、実費を徴収するものとする。

3 聴講を希望する者は、あらかじめ市長に聴講承認申請書（様式第5号）を提出し、その承認を得なければならない。

4 市長は、前項の聴講承認申請書を受理し、審査の上、適当と認めるときは、聴講承認書（様式第6号）を申請者に交付する。

（その他）

第20 この要綱に定めるもののほか、講座の運営に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立生涯学習センターきらめき講座実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市立生涯学習センターきらめき講座実施要綱第6の規定は、この要綱の実施の日以後に開講する講座について適用し、同日前に開講した講座については、なお従前の例による。

別表第 1

教養科目

科目の種類	受講料（市内）	受講料（市外）
開講回数が原則として30回の講座	18,000円	27,000円
開講回数が原則として15回の講座	9,000円	13,500円
開講回数が原則として8回の講座	4,800円	7,200円

実技科目

科目の種類	受講料（市内）	受講料（市外）
開講回数が原則として30回の講座	30,000円	45,000円
開講回数が原則として15回の講座	15,000円	22,500円
開講回数が原則として8回の講座	8,000円	12,000円

様式第1号（第7関係）

茨木市立生涯学習センター講座受講申込書

年 月 日

(提出先) 茨 木 市 長

氏 名

茨木市立生涯学習センター講座を受講したいので申し込みます。

受 講	氏 名	ふりがな	年 齢 層	歳代
	住 所	〒		
受講を希望する講座番号及び講座名		※5講座まで		役 リード・フォロワー <small>※社交ダンスを申込の方はいずれかに○</small>

市外に居住し、市内に在勤、在学の方は下欄にも記入してください。

勤 務 先 又 は 学 校	勤務先名又は 学校名	
	所在地	
	勤務先又は学 校の電話番号	

様式第2号（第7関係）

はがき

5 6 7 - 0 8 2 8

茨
木
市
立
生
涯
学
習
セ
ン
タ
ー
行

茨
木
市
畑
田
町
一
番
四
十
三
号

①受講希望講座番号・講座名

②氏名

※氏名には必ずふりがなを付けてください。

③年齢層 歳代

④住所(郵便番号)

⑤電話番号(自宅)

⑥リード・フォロー

※社交ダンス申込の方はいずれかに○

⑦市外に在住し、市内に在勤、在学の方は

・勤務先名又は学校名

・所在地

・電話番号

⑧一時保育希望調べ

様式第3号（第11関係）

受講修了証書

様

あなたは、 年度茨木市立生涯
学習センターきらめき講座 コース
講座名
を修了され、 単位 修得されたことを
証します。

年 月 日

茨木市長

様式第4号（第14関係）

第 号

卒 業 証 書

様

あなたは、茨木市立生涯学習センター
きらめき講座において、所定の単位を
取得しその業を終えたので、この証書を
授与します。

年 月 日

茨木市長

様式第5号（第19関係）

聴講承認申込書

（提出先）茨木市長

住所

申込者氏名

電話

次のとおり講座の聴講をしたいので、申込みます。

1 講座名

2 聴講日

年 月 日（ ）

3 理由
